

会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第二部会(平成 28 年度第 1 回)
日 時	平成 28 年 8 月 25 日 (木) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
委員出席者	伊藤重夫、戸嶋哉寿男、小峰陽子、小林善和、清水豪、 小川美奈(代理：三村豊)、秋澤博之、濱野寛(以上敬称略)
幹事出席者	習田由美子、出保裕次、清水泰弘、青木則昭
委員欠席者	根本尚之、高橋博、藤田洋二、立入聖堂(以上敬称略)
会議次第	I あいさつ II 第二部会員の紹介 III 議題 1 今後の検討の進め方 2 震災時における要配慮者の搬送に関する支援について 3 その他
資 料	○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿 ○平成 28 年度 検討の課題 ○災害時要援護者の支援のための行動指針<平常時の備え・安否確認編>(平成 26 年 5 月) 資料 1 災害時要配慮者対策協議会 検討日程 資料 2 災害時要配慮者の支援のための行動指針<安否確認・搬送編>(素案) 資料 3 民間事業所アンケート実施結果の概要 資料 4 【アンケート結果】災害発生時の民間事業所における要援護者支援の役割と課題(結果)

座長	<p>おはようございます。本日は、お暑いところ、またお忙しいところ第二部会お集まりをいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>ことしの夏は、何かはっきりしない、もやもやとした、私の心のような天気が続いております。それでまた、9号が行ったかなと思ったら、また10号がうろうろして、こちらのほうに何か戻ってきそうな雰囲気、今後の進路が非常に気になる場所でもあります。10号、非常に強力で、おおきな台風のようなので、9号と同じような経路をたどった場合は、かなり警戒をしないとイケないんじゃないかという気がしております。</p> <p>それはさておきまして、きょうは第1回目の第二部会ということで始めさせていただきますけれども、前回からかなり時間がたっていますので、前回どんな話をしたのか、記憶がはっきりしない部分もあるのですが、きょうは、今後の検討の進め方ということと、震災時における要配慮者の搬送に関する支援についてをメインにして、皆さん方のご意見を頂戴したいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、この間、第二部会の部会員の方で、2名の方がかわられていらっしゃいますので、私のほうからご紹介をいたしますので、一言お願いしたいと思います。まず、訪問看護ステーション連絡会から参加の委員よりお願いいたします。</p>
委員	<p>荻窪病院訪問看護ステーションから参りました。よろしくお願いいたします。</p>
座長	<p>はい。よろしくお願いいたします。</p> <p>それから、杉十小の震災救援所運営連絡会の方から参加の委員の方よりよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>よろしくお願いいたします。</p>
座長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、早速議題のほうに入っていきたいと思います。</p> <p>まず、議題の1点目ですね。今後の検討の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>おはようございます。今年度もよろしくお願いいたします。また、日ごろから要配慮者事業にご協力いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、議題の1番、検討の進め方ということで、ご説明をさせていただきます。まず事前にご送付させていただきました資料の確認からお願いしたいと思います。</p> <p>本日の第二部会の次第。これと、資料ナンバーを振ってはいないですけども、A4横で、「平成28年度 検討の課題」というものが1枚。それから資料番号1としまして、平成28年度杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会の検討日程というものが1枚。それから資料の2としまして、「災害時要配慮者の支援のための行動指針<安否確認・搬送編> (素案)」。</p>

れから、資料 3 といたしまして、「民間事業所へのアンケート結果（概要）平成 25 年 11 月実施」。資料 4 番としまして、「【アンケート結果】災害発生時の民間事業所における要援護者支援の役割と課題」ということで、お配りをさせていただいていると思うんですが、ご不足等々、何かありますでしょうか。

それから本日、席上配付とさせていただいたのが 2 種類ございまして、1 点目、「災害時要援護者の支援のための行動指針＜平常時の備え・安否確認編＞」。後ほどご意見いただきます素案の、その前に作成して配ったものでございます。後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

それからもう一枚、「区の役割」と左上に書いてありまして、7 ページというものなんですが、資料 2 のほうで、7 ページ、一部誤植がございましたので、こちらのほう、資料のほうでは改めてごらんいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、資料の確認については、以上のような形になります。

では、議題の 1 番目、今後の検討の進め方というものでございます。資料の 1 番でご説明をさせていただきます。

資料の 1 の前に、資料番号を振っていない、「平成 28 年度 検討の課題」というのをごらんいただければと思うんですけれども。実はこれ、昨年度末、ことしの 3 月に行いました要配慮者の協議会の全体の会でお示しをさせていただいた資料になります。

昨年度の検討の結果、それを受けまして、今年度どういった検討を行っていくのかというものをお示しした資料になります。27 年度につきましては、第二部会としましては、民間事業所との連携ということで、皆様方の日常業務が、この災害が起きた際に、震災救援所拠点となる震災救援所と連携しまして、特に要配慮者の安否確認等については、どういった連携がとれるのかを部会のほうではご議論いただきました。

そういったことを含めて、昨年度は顔の見える関係をつくっていかうというようなことで、一定の結論と申しますか結果になったというのはご承知かと思いますが、それを受けまして、今年度、具体的にどういうことを進めていかうかというものをお示ししたものでございます。

今年度 28 年度につきましては、第二部会は、民間事業所との連携、さらにその具体的な内容、情報の共有方法ですとか、それぞれのできるサービスの提供、救護支援等について、さらに具体的な検討を進めていかうということで、ご確認をいただいたものでございます。

あわせて、両部会、第一部会とともに、具体的にどういうことということで、医療依存度の高い在宅療養者の方の避難支援の体制の確立に向けて、どういったことができるのかというのを、共通の課題として、今年度検討していこうかということとなっております。

こちらを受けまして、資料の 1 をごらんいただければと思うんですが。それでは、民間事業所との連携、具体的な検討については、どういうスケジュールでやっていかうかというものがこちらになります。

資料の中段になるんですけれども、民間事業所との連携、具体的には 1 から 3 番に記載をしているんですけれども、それぞれの役割の分担。2 番目としまして、平常時の備えから分かりやすい情報発信。あと、福祉救援所というものを杉並区は設置しております。さまざま、皆様方とご協力いた

座長	<p>だく協定ということでやっているんですけれども、これについてのサポートをどういうふうにやっていこうかというようなことを含めて、今回議論していただければと考えております。</p> <p>資料の1については、以上でございます。</p>
座長	<p>はい。どうもありがとうございました。</p> <p>今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>はい。一応28年度については、今、事務局のほうから説明があったとおり、第二部会といたしましては、課題としては、民間事業所との連携、情報の共有、サービス提供、救護支援等についての検討ということと、あとは、第一、第二のほうの共通課題の医療依存度の高い在宅療養者の避難行動支援体制の確立、この辺のところも少し絡めて入ってくるのかなということでございます。</p> <p>スケジュールにつきましては、資料1に記載のとおり、8月、まあきょうですけれども、第二部会、今年度1回目の開催ということで、議題としては、1と3って、これは項目の1番と3番ということによろしいんですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
座長	<p>それを議論していくという形になります。あと、予定としては、第4四半期で、1月予定となっていますけれども、1と4ということで、また皆さん方からご意見をいただくと。そんな形で、この第二部会、今年度進めていきたいということで、よろしゅうございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(了承)</p>
座長	<p>はい。それでは、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、議題の1番の今後の検討の進め方については、以上のとおりということにさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、議題の2番ですけれども、これがきょうの一番大きなメインの議題という形になりますので、ぜひ、皆さん方の活発なご意見を頂戴したいなと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>震災時における要配慮者の搬送に関する支援について、事務局のほうから説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、この議題の2、震災時における要配慮者の搬送に関する支援についてということで、資料のご説明をさせていただきます。</p> <p>今ご確認をいただきました資料の1にも記載しているんですけれども、本来であれば、この第二部会、この資料1でいくと3番の民間事業所との連携というのが大きなテーマになっているのは、今ご確認をいただいたところなんです、実は第一部会のほうで今年度大きな課題となっているものに、実はこの記載の1番、災害時要配慮者の支援に関する指針の作成という</p>

ものがございます。

これは、順を追って、ご説明をさせていただきますと、実は席上に配付させていただきましたこの黄色い薄い指針。平成26年5月に発行したもののなんですが、当時、要配慮者、こちらのほうでも法整備を受けた地域防災計画の変更をしていなかったものですから、「要援護者」という表現をまだ使っているんですけども、こちらのほう、杉並区として指針を作成させていただきました。

どういものかといいますと、平常時の備えから安否確認までというもののなんですが、杉並区には65カ所の震災救援所といわれる災害時拠点となる場所がございます。きょうお見えの委員ですとか委員は、そののいわゆる地元の会長ということで、さまざまご協力をお願いしているところなんですけれども、この震災救援所の業務の一つに、杉並区の行っております「たすけあいネットワーク」という、災害時、自助、共助、公助——共助の部分ですね。地域で要配慮者の方々の支援を行おうという事業に登録してくださっている方々の安否確認を行うというのが、大きな事業の一つとして入っています。65カ所ございますと、安否確認の手順ですとかそのやり方について、多少といいますか、ばらつきというのも正直あるのが現状でしたので、そこについて、なるだけ平準化を図ろうということで、具体的にはこういったことを皆さんでやっていただいて、安否確認までの手順として見ていただきたいというもので作成いたしました。

26年にこの協議会でも検討していただいて、この発行につなげているんですが、25年度にこの協議会の中に部会をもう一つつくり、第三部会というのをつくりまして、そちらのほうでご議論いただきました。その結果がこのような形になっております。

記載のとおり、平常時の備えから、実際、発災した後の安否確認までというのがこちらのほうに記載がされております。これを受けまして、今後、それから先の行動ということで、搬送を中心とした指針を作成しているというのが、一つ、大きなテーマになっております。

こちら、第一部会の大きなテーマではあるんですけども、当然この搬送には、救援所の皆さん、それからあと、きょうお越しの委員の皆様方の本来の業務であります、さまざまやっていたということについても非常に深くかわりがあるということで、きょう、大きなテーマの一つとして、ご意見をいただくことにいたしました。

こちらのほう、一応事務局のほうで、素案という形で、その後のものをお示しさせていただいて、こちらのほうにさまざまご意見をいただければ、よりよいものになるのではないかとということで、事前にご送付させていただいたところがございます。

資料の2をごらんいただければと思うんですが、こちらのほうに災害時要配慮者の支援のための行動指針、安否確認から、今度は搬送編ということで、記載をさせていただきました。

最初につくったほうには、安否確認というのは、実は入っているんですけども、今回も一応その部分は重ねて記載をさせていただきました。なぜかといいますと、震災救援所、大体年に1回から複数回、訓練を行っていただくんですけども、こちらのほうで行っていただいている訓練の中に、安否確認というのは、今までなかなか訓練内容として取り組んでいた

だけなかったのが現状だったんですが、ここ数年で、大分この安否確認そのもの、行動そのものが浸透してまいりまして、大分取り組んでいただけるようになりました。以前、本当に数えるぐらいの救援所での取り組みだったのが、今やっと半分を超えるぐらいにだんだん浸透してきて、これがふえつつありますので、改めてこちらのほうを皆様方に認識していただくために、あえて記載をさせていただいております。

おめくりいただきますと、1ページから2ページというところで、具体的にはこういった方々を対象にこういったことをやりますというのを記載させていただきまして、それぞれ震災救援所、その先の第二次避難所、福祉救援所というところで、当然そこには搬送という、行動が入ってまいります。そういったときには、具体的にどういったことを心がけていけばいいのかというようなことを記載していますので、こちらのほうについても、ご確認、ご意見をいただければと思います。

また、6ページには、民間事業者の皆様、今まで、昨年度までこちらの第二部会のほうでご議論いただいた内容を、とりあえず今2項目だけ入れているんですけども、今後、ここにもこういったことを入れていったほうがいいんじゃないかと、こういった協力ができるというようなことで、追加の項目等々についてご意見をいただければと思います。

あわせて、資料の3番、資料の4番といたしまして、同封をさせていただいたものなんですが、まず資料の3なんですけれども、こちらは26年3月、25年度末、こちらのほうの要配慮者の協議会の資料としてお示しさせていただいて、その後、27年8月の第二部会の資料としても、いま一度配付をしたものでございます。

過去に行いました民間事業所の皆さんに対しての、発災時にできる協力体制といいますか、区のほうに協力できるようなことは、具体的にどういうことがあるのか。そういったことを行うにはどういう課題があるのかというのを、アンケートの形式で集計させていただいたものです。

25年ということで、物は古いんですけども、今回ご意見をいただくに当たってはかなり参考になるのではないかなということで、いま一度ご配付をさせていただきました。

資料の4番としまして、こちらのほうは、平成27年1月のこの第二部会の資料としてご配付をさせていただいたものでございます。向かって左の役割（案）というところで、皆様方、事業所の種類とそれぞれのお立場で、具体的にこういったことができないかというようなことを項目として区のほうからお示しさせていただいて、それに対して実際できること、それに対する課題ということで、ご意見をいただいたものでございます。

それに対して、一番右側、区の対応ということで、それをクリアするに当たっては、どういったことに取り組まなくてはいけないのかということで、こちらのほうも今回の検討に当たっては参考になるのではないかなということで、送付をさせていただきました。

こういったことを確認しながら、この資料の2番、記載しているところにつきまして、さまざまご意見いただければ、よりよいものに仕上がるのではないかと思いますので、活発なご議論をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

座長	<p>どうもありがとうございました。今、事務局から説明がございました。</p> <p>きょうのポイントといたしましては、資料2、これをより精度の高いというか、内容の充実したものにつくり上げていくために、第二部会から必要なご意見等があればお出しただいて、それを踏まえた上で、事務局で、また改めて精査していくという形なんだろうと思います。</p> <p>まず2ページのところの定義と避難について、この辺のところ問題はないというふうに思いますので、3ページ、災害が発生した場合、安否確認と要配慮者の搬送を中心にというところですね。災害時要配慮者の部分と震災救援所。区のほうでつくった素案にポイントが記載されてございますけども、それについて何かご質問、ご意見、あるいは第二部会としてこういったことをというのがあれば、ご意見を頂戴したいと思うんですけども、いかがでございましょうか。</p> <p>災害時要配慮者のところですけども、ここに直接的に関係するとすれば、③のところ、「自宅以外の病院又は親族宅などに自主的に避難した場合」、また、その次、「介護事業者や訪問看護事業者など日常的に支援を受けている事業者等へ避難先を連絡します」となっていますけども、この辺のところ、何かこういうふうにしたほうがいいんじゃないとか、これだと余りにも漠然とし過ぎているので、どんな形での情報の提供の仕方とかそういったものを加筆したほうがいいんじゃないとか、何かそういったようなご意見があれば頂戴したいと思うんですけど、いかがでございましょうか。</p> <p>この辺のところは、結構これまでずっといろいろと議論してきた部分がありますので、これでもわかるという方はたくさんいらっしゃるんじゃないかというように思いますけども。これ、一般的に、これは区民が見てということになるわけでしょ。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
座長	<p>そういうところも含めて、実際の事業者としてどうなのかというようなことがあれば、意見等いただければと思うんですけど。</p>
委員	<p>昨年のおとき、たしかひとり暮らしの人とか歩けない人のところには、何かステッカーかなんかをつけようと言いましたよね。</p> <p>それから、何ていうのかな、最近アパートに、どこということじゃないんだけど、アパートにかなり年配の人がひとりで住んでいるところがあるんですね。で、つい4日、5日ほどぐらい前に、うちの近所で、足が痛くなったからといって、お風呂場へ行って足を冷やしていて、そのまんま3日間風呂場で倒れたまんまになっていたと、そういうのもあるし。それで、民生委員が多分役所に電話したと思うんです。それで消防署とかレスキューなんか来て、病院へ連れていったという話なんです。それともう一つは、4日前ですか、どしゃ降りの日に、八十何歳かな、おばあちゃんが、やっぱり道路で、雨の中で倒れていたというのがあるんですね。</p> <p>だから、僕の町内で、僕の家は、何ていうかな、行きどまりのところになるんですけど、その行きどまりで、年に2回ですか、お花見と、それから今月の27日に、道路全体を使って、まあ、車が来ないもんだから、そこでそ</p>

	<p>うめん流しとか、それからスイカ割りとかをやって、それで近所の人を集めてみんなでいろいろしている。そういう中に、お年寄りも来れば、アパートの人も来ますね。それから、車椅子の人も出てきてくれると。それで、最終的には、ビンゴをやったりいろいろやるんですが、それで近所づき合いといいますか、昔でいう向こう三軒両隣の輪を広げたようなものをつくっているんですね。それを、前にも言ったと思うんですけど、それをもっともっと広げていったらいいんじゃないかと思うんです。</p> <p>要援護者を救援所に運ぶとかそういう中で、大体一般の人で担ぎ出すというと、大体五、六人かかるんですよ。1人でおぶってもかなり重いから、小さい人でも、かなり長距離、救援所まで連れていくというと、それもなかなかできないし。</p> <p>それから、もう一ついいことは、うちの町内は、トランシーバーじゃなくてアマチュア無線をやっている人が何人かいるんで、そういう人たちがみんな連絡してくれるというようなことで。また、その1人は民生委員もやっているんで、それで連絡ができる。一般の人はなかなか要援護者の人の個人情報で見れないからわからないから、だから、地域でもって、うちの町会は10地区で90班に分かれているんですね。そうすると、その中でみんなが助け合いの気持ちで、近所隣にこういう人がいるというのを把握していけば、一番いいんじゃないかと思うんです。そうすると、ここの家は家が潰れていないから大丈夫だとか、そういう手当てでもできるしということで、何とかそういうふうな方向でやっているんです。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かこの部分に関して、ご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>はい。どうぞお願いします。</p>
委員	<p>この介護事業者、訪問看護事業者に避難先を連絡しますというところですが、通信網が遮断されたときに、実際、発災が起きた後に、私たち事業所は安否確認という形で利用者さんのお宅を回ると思うんですが、避難されてしまった後どこに行ったかが、要は電話が繋がってればいいんですが、電話とかがつながらなくなったときに、要は鍵が閉まっているとか、いないとかとなったときに、この避難先をどこに連絡したのかを知るツールがないんじゃないかなと思っているんですね。張り紙でもしていけば別ですけど。そういうときはどうなんだろうというところが。この簡単に「避難先を連絡します」という一文で、じゃあそれができなかったときは、どうするのかなという疑問があるんですが。</p>
事務局	<p>はい。確かに、今、委員がおっしゃったとおりになんですけれども、これが非常にちょっと悩ましいところでして、実は4ページのところにシールの見本というのがあるんですけども、震災救援所で登録されている要配慮者の方の安否確認を行います。これは、当然、通信網が生き残っていれば電話を使って。で、それが無い、連絡がとれない場合には、実際に足を運んでということで、安否確認をとるような形になるんですけれども。</p> <p>それで、安否確認が済んだところには、これは案ですので、これからまたシールの中身はもう少しわかりやすいものということで、実はきのうの</p>

委員

部会でもご意見いただきましたので検討するところなんです。この家は安否確認が終わっていますというのを、形としてこういうものを貼っていくというのがあるんですね。

実はこれ、詳しく書いてしまうと、ここには人がいないというのがわかってしまうと、それこそ空き巣ですとか、災害が起きた際にそういったことで問題がありますので、そこをできるだけわからないようにしつつも、そこには人がいるという状態をつくらなきゃいけないので、そこが非常に悩ましいところなんですけど。

具体的にこちらのほう、3番のこの③で書かせていただいたのは、実は昨年度から皆様方にご議論いただいている、今、委員もおっしゃっていた、事業所としての安否確認の結果と、こちら救護所で行う安否確認の結果をすり合わせる事ができれば、より手間もかからず、それぞれの双方の役に立つのではないかとというようなことがありましたので、一応このような一文を入れさせていただきました。

今、委員からいただいたご意見ももっともだとは思いますが、その辺も踏まえて、文章のほうを見直したいと思っておりますので、そのような形で対応したいと思っております。

いいですか。今の質問の反対の場合もあるんじゃないですかね。例えば、町会が安否確認のほうに行くと。しかし、既にもう事業者の方がしていたと。そういう場合、幾ら私どもの町会が行ってもわからないんですね。不在だということで、30分も1時間もかかっちゃうんじゃないだろうか。だから、今の説明というのは、安否確認シールのほうを、例えばこれを「退避済」とか、そういう形で利用しているようにしてもらったらありがたいんですけどもね。

今、事業者の方がたまたま通りかかって、事業所に連れていこうと、こういうことだってありますよね、要援護者を。その後、町会が行くと、そこは不在なんですよね。不在だったら、そうした場合、どうしたら。町会としてどうするか。不在だということで、また何時間も探すということだってあり得ると思うんです。

だから、そういう場合は、「元気だよ」あるいはそういうような、安否確認シールみたいなものがあれば、非常に助かるんですよ。

ボランティアを招いて例えば何十人とやっても、うちの町会なんかで、(要配慮者が)150人以上いるんじゃないかと思うんです。この震災救護所ではもっといるんですけど、それはうちの町会だけじゃないから。うちの町会で、例えば高齢者というのだったら、これはもう、100人じゃ全然きかないほど、いると思うんです。そういう人を幾らボランティアで、何十人も受けてやったって、これはもう大変な時間がかかるわけですね。そういうときに、1軒の家で、もう避難しちゃったと言っている。実際は「した」とあっても、町会でもわからない場合があるわけですよ。何にもなければね。だから、そういう場合はどうしたらいいのかと迷っているのね。

そういう意味で、うちの場合は向こう三軒両隣でやれと、こういうふうには指示はしておりますけどもね。やっぱり、隣近所の人顔を知っている人が一番いいんじゃないかと。向こう三軒両隣が倒れて下敷きになっていたりしたら、結局、もう全然、できないことになるんですよ。向こう

事務局	<p>三軒のも機能しないことになるんですよ。だから、今質問したような場合はどうしたらいいのかなと思うんですけどね。</p> <p>はい。今の委員のご質問とかご意見とかなんですけれども、こちらの部会でも、昨年度来議論いただいた、それぞれが安否確認を行った結果をどのように共有するかということにつながるんじゃないのかなと思うんですね。</p> <p>実は、この4ページの「安否確認シール」の見本というものの、これはあくまで見本なので、今年度作成して、救援所に可能な限り配りたいというふうに思っているんですけども。これをうまく使えば、例えばこれを事業者さんも使えるような形にしてご配付できれば、例えば事業者さんが今のようなケースで確認を行った場合には、これを貼ります。で、可能な限り、最寄りの震災救援所にご連絡いただければ、その方については、どういう形でこういうことになっていきますというのが確認とれると思うので。</p> <p>その辺は、私どものほうでまた検討を進めて、シールを、これはあくまで案ですので、様式を考えて、そういった使い方ができれば、共有ができたかなと思いますので。そういった方向で、考えたいなとは思っています。</p>
委員	<p>いや、貼ってあれば、問題はないんですよ。実際わかるわけですから。ですけど、貼っていない場合というのが問題なんですね。</p> <p>で、これを、だから、この要援護者とか、あるいは事業所の方が持っていたいただければ、一番簡単に済むんですよ。</p>
事務局	<p>このシール、案ということで、こちらの古いほうの指針にも記載をさせていただいています。このときには、こういったものがあるといいねというような状態だったんですけども、具体的にこれは救援所に常時置いておく、安否確認の結果を共有するためのツールの一つとして置くべきだろうということで、今、作成そのものについても当然考えていますので、今いただいたご意見を踏まえて、その配付先とかというのも改めて確認して、可能な限り、使うところには配って行きたいと考えております。</p>
座長	<p>ほかにございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それじゃ、震災救援所のほうに行きましょうか。</p> <p>震災救援所のところですけども、安否確認シールの関係については、ご質問等もいただいておりますけども、この部分について何か、この辺がちょっとわからないとか、ここはこうしてもらったほうがわかりやすくなるなどというご意見があれば、頂戴したいと思うんですけども。</p> <p>特に、この部分については、民間事業者さんのほうでは、あんまり直接的なかかわりはないのかなとは思いますが、いずれにしても、救援所のほうと連携をとっていかなきゃいけないということもありますので、何かちょっと気になるような表現だとかそういうのがあれば、ちょっとご指摘いただければと思うんですが。</p> <p>この辺はいかがでしょうか。これは、第一部会のほうでも、いろいろ意見は出ているんだろうと思いますけども、それとは別に、実際、震災救援所の運営連絡会の運営に携わっているというところから見て、気になるよ</p>

<p>委員</p>	<p>うなことがあれば、ご指摘いただければと思うんですが。</p> <p>いつも、私、心配しておりますのは、安否確認しなきゃいけないというのはわかっているんですね。ただ、それがどれくらいの間にしなきゃいけないと、こういうのをいつも心配になっているんです。例えば100名いたとしますと、それを何日ぐらいで安否確認しなきゃいけないかと。一番いいのは、その当日ぐらいにできればいいんで、問題ないんですけども。なかなかそれも難しいんじゃないだろうかと。1回、向こう三軒両隣を利用してやっても、相当かかるんじゃないだろうかと。</p> <p>だから、いわゆる区役所なりこういう協議会のお考えになっているのは、大体どれくらいの期間まででやればいいのかと、理想だろうかと。これをお聞かせいただければありがたいんですけどね。それによっては、ボランティアの人数もしなきゃいけないし、何ていうんですか、場所も相当広げなきゃいけないんじゃないかなと思っています。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。今の委員のご質問についてなんですけれども、実はさまざま救援所では同じようなご質問いただきます。</p> <p>私ども今お答えしているのが、要配慮者は、要援護者の時代から、安否確認というのは可能な限り早くということをお願いはしておりました。</p> <p>ただ、翻って現実的に考えますと、例えば阪神淡路、まあ、都市部なので、東日本、阪神淡路のような地震が起きた場合に、具体的に、震災、地震が起きた直後にそういった行動がとれるかといったら、もうほとんど無理だと思うんですよ。</p> <p>一方で、こちらのチラシをごらんになった方がいるかと思うんですが、実は緊急医療救護所といいまして、いわゆるけがをされた方ですとかそういった方はどういった処置をするということで、区内の大きな病院をこの緊急医療救護所ということで指定しまして、そこで収容するんですけども、これの開設期間が実は72時間というふうに今なっています。発災後72時間というのが、いわゆる命が続くといいですか、万が一行方不明の方とかもその間に見つけられればということで設定されているとよく聞きますので、その時間については、当然皆様方もみずからの命を守る時間になるかというふうに考えられるんですね。</p> <p>ですので、当然自分の命を守る、家族の命を守る、その辺の安全が確認できた上で、当然地域のこの救援所活動に参画いただくという流れになるかと思しますので、その辺については、当然集まる人数ですとかそういった救援所の体制もあると思しますので、その辺はある程度そういった状況を考えて、対応していただければというふうに思っております。</p> <p>あと具体的には、平常時どう考えていくかというのが、実は昨年度から各救援所にご配付、防災課のほうと協力して配付させていただいているマニュアルのほうに書いてあるんですけども、その中の救護支援部という部分に、具体的に平常時そういったことについてはどういうふうに取り組んでいくのかというのをあらかじめ書いておく部分がございますので、そちらのほうで、救援所の皆様方と確認していただければ。うちの救援所としては、例えばこの時間まではこういうことをやります。安否確認は、例えばこの時間から始めます。地域の皆さん、各救援所では、やはりその体</p>

委員	<p>制というの、さまざまその地域ごとに特色がございますので、そういったことを、マニュアルの作成に当たって、改めて皆様方で、こういう意識の共有といいますか、こういったときにこういうことをやろうということを考えていただければいいんじゃないのかなと思っています。</p> <p>和泉学園の今の救援所の体制といいますか、今度は11月の12日に防災訓練をやるんですが、町会員というのが割方、和泉二丁目に住んでいる人が、世帯数で3,200ほどですか、その中で町会に入っている人が1,300ほどなんですね。3分の1しか入っていないということなんですね。それで、学校が基準だから、これからは中学生にお願いして、杉並和泉学園にも（中学生）レスキューの人たちがいるんで、そういう人たちを、民生委員の人と要配慮者のところを回って、トランシーバーで本部と連絡をとって、そして、そこへ、具合が悪かったら行ってもらうという方法をとろうと。</p> <p>それともう一つ、先ほど出たんですが、留守になるという話なんですが、その留守になったところを、災害になると、よく泥棒が入りますよね。それを、防犯部が何とかカバーしようと。防犯部の人たちが町内を巡回しようということになっています。その辺のところも、もうちょっと詰めてやっていきたいなと思っています。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>そういったことも、ちょっとご参考にさせていただければと思います。</p> <p>ほかに。お願いいたします。</p>
委員	<p>はい。ひまわり作業所です。ひまわり作業所は福祉救援所にもなっているので、その観点から、確認したいんですけども。</p> <p>この震災救援所のほうで福祉救援所が開設されているかどうかというのを確認をまずされるんだと思うんですけども、それは、例えば区の災害対策本部を通じて確認されるのか、それとも福祉救援所と直接やりとりをされて確認されるのかというところが、一つ、気になりました。</p> <p>それからもう一つは、震災救援所の救護支援部長の方が、その要配慮者の方を第二次救援所とか福祉救援所とか医療救護所にこう振り分けるということなんですけれども。振り分けて、じゃあ、例えば福祉救援所にこの人を搬送しましょうというときに、事前に福祉救援所に対して、これからこういう方を搬送しますといったような、連絡みたいなものがあるのかどうかと。それは、あるとしたらどういう手段でやりとりをするのかというところが気になりました。</p>
事務局	<p>はい。まず福祉救援所の開設に関する確認の状況等についてなんですけれども、そちらのほうは、区の災害対策本部を通じて開設について確認をさせていただきます。</p> <p>具体的な手順でいきますと、災対本部の組織の中に、区をいわゆる行政のエリアとして、七つに分けているんですね。この七つに分けている地区のそれぞれの拠点、今7カ所ある区民センターになるんですけども、こちらのほうに災対本部の出先の施設となります救援隊本隊という組織が置かれます。この救援隊本隊を通じて、そのエリアの中の福祉救援所につい</p>

	<p>での開設状況を確認させていただいて、当然その近くの、搬送となれば近くの震災救援所になろうかと思しますので、その震災救援所に無線等を使って、ここの福祉救援所は、今、開設をしていますということで、連絡するというような手順になっています。</p> <p>それからあと、搬送についてなんですけれども、これはもちろん可能な限りこういった方々を連れていきますというのは、事前に連絡をすれば滞りはないというのは考えられますので、そのようにしたいんですけれども。ただ、通信網というのが当然ございまして、電話がつながらなければ、その他の方法ということに当然なるんですけれども、その辺は、可能であれば、さまざまな通信ツールを使って連絡を行った上で、搬送を行うというのを前提としております。</p>
座長	<p>ほかにご意見、ご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、次に5ページ。ここは、第二次救援所と福祉救援所、二つ出ていますけれども、いかがでございましょうか。何かご意見等ございませうか、第二次救援所に関して、あるいは福祉救援所に関して。</p> <p>こんなこと聞くのも恥ずかしい話ですけど、第二次救援所というのは、震災救援所と同時並行に立ち上がるのですか。</p>
事務局	<p>はい。第二次救援所につきましては、震災救援所と同時の立ち上げで、地震でいきますと、震度5強以上の場合に自動的に立ち上がると。参集についても、当然、これ、区の施設を使っていますので、どこの職員のどういう立場の人が第二次救援所の立ち上げに行くというのも、災対本部の組織上決まっているというものになります。</p>
座長	<p>例えば、同時並行で立ち上がったとすれば、基本的には在宅避難が原則で、在宅にいけない方が震災救援所に行くというのは基本ですよ。</p> <p>で、中にはいきなり震災救援所ではなくて、震災救援所に行くよりも区民センターのほうが近いから、区民センターに逃げちゃおうという人も出てくると思うんだけど、その辺のところはどう整理するんですか。</p> <p>もう、来たのを帰れとは、言えないんじゃないかと思うんですよ。かといって、今度それをどんどん受け入れていってきちゃうと、実際にここに書いてあるような趣旨のひとを入れようと思っても、もういっぱい入れないとか、そういうケースだって、ないとは言えないと思うんですよ。その辺のところはどういうふうに整理をして考えているのかなというのは、気にはなったんですけど。</p>
事務局	<p>今、第二次救援所についてのご質問だったんですが、実はこれ、福祉救援所でも同じことが言えまして、第二次救援所は、地域防災計画に定める、立ち上げる施設になっているので、後ほどお答えさせていただきますが、福祉救援所の場合を先に、私どもの直接かかわる業務ですのでお話しさせていただきますと、実は、ひまわり作業所、委員のところとも協議をさせていただき、このお話になりました。当然、部会長がおっしゃるように、近隣の方がそういった状況のときには直接避難をされるというのは、想定はされると思います。</p>

	<p>これは、実は区のほかの施設でも多分考えられるんですね。児童館、保育園を初め、建物として丈夫だろうというところには。あとはもう、例えば民間事業所でもそうだと思うんです。近くに特別養護老人ホームがあれば、そこに来てしまう人もいるかもしれない。そういった場合については、当然その対応というのは、個々の施設で判断していただく以外にちょっとないのかなというふうには思うんですね。</p> <p>ただ、現実問題として、今おっしゃるように、そこで、うちは受け入れられないという判断をするのか、それでもやっぱり、そういう状況です、災害の状況ですので、受け入れた上で、それでもある程度落ちつくまではいていただいて、落ちついた状態のときに、本来であればこういうことなので近くの学校に行ってくださいというような流れに持っていくのかというのは、それぞれの個別の施設にお願いせざるを得ないのかなというのが、正直なところですよ。</p> <p>ですので、私どもこの福祉救援所の皆さん、候補の施設の皆様方に初めて声をかけさせていただくときには、そのようなお話も、正直、させていただいています。申しわけないんですが、区と協定を結んで、福祉救援所という立場でご協力をいただくんですけれども、万一、発災時にそのような状況になった場合、当然そういった近隣の方々の直接避難については、申しわけないんですが施設としてちょっとご判断いただくしかないということは、あらかじめご承知をさせていただいた上で、協定を締結しているというのが実情となります。</p>
座長	<p>福祉救援所の場合というのは、大体、ほら、民間施設との協定でやっているから、あれなんだけど、第二次救援所だと、要は区の施設になるわけだよ。そこに区の職員も入って行っちゃっているわけだから、区民とすれば福祉救援所とは意識が違うかなという感じもしないでもないですよ。</p>
防災課	<p>二次救援所なんですけど、地域の本隊的な役割ということで設定しておりますので、あくまでも区民の皆さんには、小中学校にまず避難してくださいというところを周知しております。万が一、第二次救援所である区民センターのほうに避難されてきた場合は、お近くの小中学校のほうに行ってくださいという形でご案内する予定です。</p>
座長	<p>だから、日常から、区民に対する周知の問題もあるのかもしれませんが、いざとなったときに、ふだんそういうふうには言ってあつたとしても、人間の心理として、やっぱり近場の、こっちのほうに近いし行っちゃおうということで、行く方もいらっしゃると思いますので、その二次救援所のやっぱり趣旨みたいなものをちゃんときっちり徹底させていくような形で、周知のほうはやっていただければよろしいのかなと思います。</p> <p>いかがでしょうか。あと、ほかに、二次救援所、福祉救援所に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>すみません。この先の民間の話、事業所の話につながってくると思うんですけど、私の大宮ふれあいの家というのは、大宮中学校の震災救援所</p>

	<p>の中に入っているデイサービスなんですね。結局、区の建物を使わせていただいている事業所なので——ほかにも幾つか、あと五つぐらいですかね、学校の中の建物を使っているふれあいの家があるんですが、そこもそうですし、ほかのふれあいの家も、やっぱり区の施設を使っていたりですとか、区から補助が出ていたりということがあるので。こちらの区立の障害者の通所施設までいかないは思うんですけど、区立に準じているような、高齢者のデイサービス。特に、ふれあいの家なんかは、事業所に認知症の方に対してのプロフェッショナルがたくさんいますし、ある程度のスペースもあったりするので、積極的に使命として、発災時の、認知症の方ですとか高齢者の方、介護の必要な方、要介護者の方でしょうかね、の受け入れをしていかなきゃいけないんだろうなと強く思っています。</p> <p>それで、多分そのときに、「ふれあいの家」という名前がついていると、区民の方は杉並区立でしょと、もともと区立の団体なのでそういう意識が強いと思うので、近くの方が、同じように、区民の方が、ここだったらいいのよねみたいところで多分逃げ込んでくることがあると思うので、それも個々に判断していかなきゃいけないと思うんですけど。</p> <p>先般ふれあいの家でいろいろ話をしていたときには、そういうことを2000年からずっとやってきているので、ボランティアさんとかも、あと地域の方とのかかわりもあったりするので、やっぱりそういった区民の方も受け入れをしていく、そういった体制を整えていかなきゃいけないんだろうなんていう話は、ほかのふれあいの家からも話が出ていたので。こういったところを、やっぱり、こういった場所ですとかほかのところで、区との協定を結んでいくとかということも一つ視野に入れながら、話を進めていかないといけないんじゃないかなと思っています。</p> <p>結局、二次救援所というのは、介護のプロフェッショナルとか全くないですし、食料とかもほとんどないですよ。場所があるだけということでもんね。備蓄は。</p>
防災課	<p>一定の食料は。</p>
委員	<p>一定の食料はあるんですね。そういったところで、二次救援所とそういった——これはふれあいの家に限らず、民間のデイサービスとの連携というところで、高齢者のほう、また障害のほうも含めて、何かこう、連携をとっていくような、そういうシステムがあれば。例えばその近くの方が、職員ともども集まってくれば、そこでみんなで支え合いができるのかな、なんていう仕組みもつくれるようになると思うので。この二次救援所は、どう活用していくのかというのは、これから多分もっと議論があってもいいのかなと思っていたので、あわせて発言させていただきました。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ほかにかがでございましょうか。よろしいですか。</p> <p>次へ行きましょう。6ページ。ここは、多分皆さん方関心の高いところかなというふうに思うんですけど。民間事業者のところになります。何かさらりと書いてありますけども、この辺についてはどうでしょうか。</p>

委員	<p>ちょっと、まず、ここに書いてある言葉で、民間事業者は「安否確認をした場合、可能な限り近隣の震災救援所に情報の提供を行う」と書いてあるんですが、この「近隣」という言葉の主語とといいますか、誰にとっての近隣なのかというのを確認したいんですけど。これ、要配慮者の方にとっての近隣なのか、それとも事業者にとっての近隣なのか、これはどういう意味ですか。</p>
事務局	<p>はい。すみません、ちょっと言葉足らずで申しわけないです。 実は両方考えていまして、その辺について今後ご意見をいただければと 思っていたところなんですけれども。今まさしく委員がおっしゃるとお り、どちらにとっても、それぞれのエリアというのが、多分重なるところ とそうでないところというのがあると思うんですね。 です。そこは当然ご協力いただく形になりますので、可能な限り、 そこは、こう、広い範囲をカバーできるように、そういった形で今後協力 体制というものがとれれば一番いいんじゃないのかということで、あえて、 このような表現にさせていただきました。 個別に限って書いてしまってもいいとは思いますが、皆様方の やりやすいやり方というのが、もし、こういうことだったらできると思う よというのがもしあれば、それを軸に考えていければなと思っています。</p>
委員	<p>いや、これ、私のイメージで、間違っていたら申しわけないんですけ ど、在宅サービスというのは、割と、きっと要配慮者の方のお住まいの地 域に近いところで展開されているというか、受けられていると思うんです けども、うちみたいな通所の場合には、もう、本当に杉並区全域になっ てくるんですね。 そうなると、例えばうちで何らかの方法で利用者の方の安否確認ができた としても、それをこう、とてもじゃないけど、区内の65カ所の震災救援 所に全部お伝えするという事は不可能だと思います。 それからあと、私どもの事業所としても、通所されている方の安否確認 というのを、基本的には伝言ダイヤルだったり、災害時に使えるようなメ ールとかを使ってやりとりをして、確認したいと思っているんですが。そ れは、日中じゃないとき、夜間とか休日の場合の話ですけれども。ただ、 本当にそれぞれの方のお宅まで行って安否確認をするということは、杉並 区全域でしかも人数も80人ぐらいいますんで、まず不可能なんですよ。 そうなってくると、民間事業者から震災救援所という流れだけではなくて、 震災救援所から民間事業者にといったような連絡の流れみたい、安 否確認についての情報提供みたいな流れというものもないと、ちょっと把握 し切れないところがあるんじゃないかなというのをちょっと思いました。</p>
事務局	<p>今、委員がおっしゃっていたところ、補足でご説明をさせていただきます と、きのうの一部会でも実はあったんですが、安否確認の結果なんです けれども、震災救援所で行った安否確認の結果、今までは紙の状態です べて情報の管理をしていましたので、例えば一つの救援所で周辺の登録の方 々の安否確認を行っても、その結果というのは、実はその救援所でとま</p>

	<p>いたものだったんですね。</p> <p>で、昨年度来取り組んでいるいわゆる要配慮者システムという、GISという地図を使って、要配慮者の住所をあらかじめ登録しておいて、その住所に例えば安否確認を行った結果については、パソコン上のデータとして、全ての救護所で把握ができるというようなことを、取り組みとして、今、杉並区は進めています。</p> <p>そういったツールを使いますと、今、委員がおっしゃった、例えば区内全域に散らばっていたとしても、最寄りの救護所にそういった情報をいただければ、そこで確認がとれる。それがほかの救護所でも確認ができるというようなことにつながっていくのかなと思っています。</p> <p>このシステムは、構築そのものを26年度から27年度に行いまして、27年度の末に、取り扱う職員は、特定個人情報になりますので、震災救護所に割り当てられている杉並区の職員というような形にさせていただいています。安否確認はもちろん救護所の皆さんのお力をかりて行うんですけども、その安否確認統一の用紙を用いて安否確認を行いました。その用紙について、全て同じ項目を入力できるネットワーク環境を今つくっておりますので、その研修を実は昨年度末に行いまして、今年度から運用を開始しようとなっています。</p> <p>ですので、実はこれから震災救護所訓練、さまざまところで9月から11月行われるケースが多いんですけども、状況が整ったところから、可能な限りそういったシステムを訓練の一部として稼働させていただいて、皆さんにも、そこはなれていただくというような取り組みを行っていますので、今後また、こういったところでこういった訓練を行いましたというのを協議会の場でもまたご報告させていただければと思いますので、お話しさせていただきました。</p>
委員	<p>気になっているのは、特に通所施設の場合なんかは、利用者の方が通所されている時間帯というのがあるわけですね。そうすると、事業所にもいない。ご自宅にもいない。要は区内のどこかにいるというところで、どうやって安否確認をするのかなというところが課題としてあるというのは、一つあると思います。</p> <p>それからあと、これはもう本当に蛇足ですけども、ひまわり作業所はもともと区立の施設なので、基本的に利用者の方は皆さん杉並区民なんですけれども、そうじゃないほかのところなんかでは、うちの法人のもう一つの事業所もそうなんですけれども、杉並区民じゃない要配慮者の方って、いるんですよ。だから、そういう方たちに対する対応というか、そういうところも、ちょっと。もちろん杉並区としては区民のことが最優先ということはあると思うんですけども、そういう人たちも杉並区の中にいるというところを、ひとつご配慮いただければと思います。</p> <p>すみません。長くなりました。</p>
事務局	<p>後半部分のいわゆる区民じゃない方というのは、当然想定できることでして。これは、要配慮者に限らず、一般の、私どもも含めてなんですけど、3.11のとき以降、よく単語として出ていますいわゆる帰宅困難者という方々もそういったところに該当するんじゃないのかなと思うんですね。当</p>

座長	<p>然そういった方々も、区民じゃないから震災救援所、避難所には入れないかということ、そんなことはありませんので、そこは同じような考え方で対応していければいいのじゃないのかなと考えています。</p> <p>なるほど。対応はそうなんだけど、委員がおっしゃったのは、安否確認のところを、情報提供はするのかどうかということだと思うんだよね。</p>
事務局	<p>すみません。その前半の部分ですよ。</p> <p>おっしゃるとおり、実はこれは各自自治体で取り組んでいる独自の事業になります。杉並区で行っているこのたすけあいネットワークというの、当然、対象は区民になりまして、同じようなことを他区でもやっているケースは、ほとんどなんですけれども。その対象者というのはそれぞれ自治体で決めるということになっていますので、杉並区ではこういった方々というのを決めてやっています。</p> <p>ですので、その方々は当然杉並区民じゃないので、杉並区のいわゆる名簿情報では持っていないものですから、その方々が例えばどこか在住の区に情報を渡したとしても、多分向こうとしては、その方々がどういう位置にいるのかというのは、多分杉並のルールでは把握し切れないところがありますので、後半部分につながる、当然地元の方と一緒に施設の利用をしていただいて、避難生活ということになるかとは思いますが、その方々の安否確認というのは、別個の問題というふうにお考えいただければと思います。</p>
座長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>はい。お願いします。</p>
委員	<p>多分これ、四つ目のこの事業者だけじゃなくて、全てのところに言えると思うんだけど、連絡のツールだとか、あとは情報の集約だと思うんですね。震災救援所もそれぞれで安否確認をする。でも、全部は行けないよと。でもその部分、こういった我々のような事業所がかわりに安否確認をすることもできて。その情報は、集約する場所というのがすごくはっきりとわかっていると、必ずもう、そこに情報を集めると。で、そこに情報を拾いに行けばみんながわかるという形になるのが、もうベストなのかなと思っています。</p> <p>一つ目のこの3ページの一番上のほうが、これは区民ですよ。要配慮者自身ですよ。が、③番のところ、介護事業者や訪問看護のところ、日常支援を受けているところに連絡をしますとあるんですけど、これもその患者さんとか利用者さんとか要配慮者にとってみたら、使っている事業者が、もう五つも六つもあつたりもするんですよ。そんなときに、そういう緊急事態に何カ所にも連絡はできない。でも、震災避難所に例えば情報を入れて、私はここにいて今こういう状態だということがわかれば、ケアマネジャーなり訪問看護ステーションの管理者がそこに問い合わせをして、あ、こういう状態ねということがわかると、いろんな方が、多分ボランティアも含めて多くの方が動くと思うんだけど、それはす</p>

<p>座長</p>	<p>ごく無駄なく動けると思うんですね。 なので、せっかくだいいシステムが今入ろうとしていて、それは震災所同士でもつながっているわけですよ。どこに入れても、全てで見れると。それをいかにうまく使っていくかということが、すごく鍵になるような気がしました。</p> <p>はい。ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。民間事業者の部分になりますけど。</p>
<p>委員</p>	<p>すみません。そうですね、多分この文言でしか書けないんだろうなと。可能な限り、可能な範囲でというふうに書いてあるんですけど、民間なので、やっぱり区との協定を結んでいく方向にするのか、はたまたこういう感じで、ある意味自主的なところに頼っていくというような、多分これは文言になっているんですよ。</p> <p>通所事業者連絡会も連絡会なので、今は本当に研修をやっているぐらいの規模でしかないんですけど、今年度から構築を切りかえて、7圏域ぐらいの、ケア24の圏域で、ちょっと小規模の、区から指定されている事業所ですね。そこはまとめていただいて、通所は、通常規模は通常規模で、しっかりしたシステムをつくっていかうと思っているんですね。</p> <p>そういうふうにシステムをつくっていくと、多分区との連携をとっていくところでも、連絡会として、ある程度区と連携がとれれば、負担も1事業所、1事業所、180の事業所に区が一つ一つ交渉していくよりも、連絡会としてしっかり、まあ協議会にするのかまだ決めかねているんですが、ちゃんとまとまった上で連携をとっていたほうが多分スムーズにいくんじゃないかなと思っているので。</p> <p>これは、こちらの課題でもあるんですけど、ここ2年間、区との防災研修などを開かせていただいているので、何となく、研修に参加して下さっている方は、ああ、こういうシステムで動いているんだねというのはご存じのようなんですけど。その研修に来て初めて、区ってこんなことをやっているんだという、8割以上の区民が働いている事業所が多分ほとんどだと思うんですけど、そういったところでも、区民としても知りませんでしたなんていう職員が多分多いと思うので、事業者側も、民間のほうも積極的に行政のやっていること、区の役割なんか勉強しつつ、ご利用者の方の命を守るといふか、お預かりしているので、また職員の命も守っていかなくちゃいけないので。強固に何か連携をとる方法を構築していかなくちゃいけないなという。まあ、私の課題でもあり、行政のほうにもこれからはよろしくお願ひしますというお願ひでもあるんですけど、民間のほうも頑張っていきたいと思っているので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>あと、情報共有のところなんですけれども、委員もおっしゃっていたように、震災救援所がかなり強みを持っていると思うので、今まで介護のほうはある程度ケア24とケアマネなんていう話をしていたんですが、ここの3ページのところでは、日常的な支援を受けているものに所在を連絡するというよりも、震災救援所に連絡するというふうにある程度定めていただいたほうが、日常的な支援をしている人間が話を聞いたときには、じゃあ震災救援所に連絡しておきますねとか、震災救援所に連絡してくださいねとい</p>

座長	<p>うことで。民間の事業所もそれぞれのところで町会との連携をとっていたりというのがすごく大事だと思うので、震災救援所と連携をとる。そういったことを、もっと、それこそ顔の見える関係づくりということで強めていったほうがいいんだろうなというのが私自身の学びでした。</p> <p>はい。ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。ご意見はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>非常に幼稚な質問なんですけれども、例えばひとり住まいの高齢者の要配慮者の場合ですね。自宅にいたほうがいいのか、それとも救援所まで連れていったほうがいいのか、どっちなのでしょうね。</p> <p>例えば自宅にいても、電気がとまっている。水道はとまっている。ガスはとまっていると、こういうような状況の場合、それでも自宅にいたほうがいいのだろうか。それとも、救援所のほうがいいのか。食事とかトイレとか、そういう問題もあるだろうし、どんなものでしょうかね。</p>
事務局	<p>原則自宅避難というのは皆さんもうご存じかと思うんですけれども、それはあくまで生活ができる状態といいますか、可能な限りそこで拠点となり得る状態というのが前提になると思いますので、いわゆるライフラインがとまっているところでも、家が倒れていないからそこにいなきゃいけないのかと。それは、決してそんなことないと思うんですね。</p> <p>ですので、そういうときには震災救援所のほうで避難生活を送っていただくというような考え方でよろしいんじゃないのかなと思います。</p>
座長	<p>ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>じゃあ、最後のページですね。7ページ、区の役割について。こちらのほうについて何かございますでしょうか。</p> <p>区に対する要望という形になるんじゃないかと思いますけど。</p>
委員	<p>先ほども言いましたけど、町内に住んでいる人の3分の1しか、町会員ではないと。それから、避難場所も知らない人がいる。4月ごろ大学に入って、それでアパートに入った人なんか、ほとんどわからないですね。それで、この間、選挙のときでも、どこへ行ったらいいんですかということ、ここの道を行くと小中学校があるから、そこへ選挙に行ってくださいという話だったんだけど。そういう人たちは、今、新聞もとらない。回覧も回らない。そうすると、どこが避難場所かわからない。そういう中で避難してくださいと言っても、避難ができないと思うんですね。先ほど言ったように、うちのところみたいにみんなが顔見知りなら、どこどこに逃げてくださいますよ。それからまた、先ほど言われたように、家が壊れていなければ、ライフラインがしっかりしていれば、家にいてくださいますよというふうに、僕らは言っているんですが。</p> <p>学校に行っても、何ていうのかな、僕も阪神淡路のときに西宮北口から三ノ宮まで歩いて、現地調査に行ってきたんですが、そんなときに、やっぱり西宮北口の体育館にいた人は、大体畳半畳ぐらいですね。で、まあ、1畳あれば寝られるけど、半畳じゃ寝られない。</p>

<p>座長</p>	<p>そういうことも考えたら、今、和泉学園は、大アリーナと小アリーナが二つできたんで。ただし、大アリーナは1階にあるけど、小アリーナは2階なんで、お年寄りの人は上がっていかれないと。そんなことも考えると、もう少し上手に、町内の人に避難場所とかを宣伝をするのに、どうしたらいいか、区役所のほうでチラシをつくってくれるとか。</p> <p>それから、今、一生懸命、ちょうど神社の祭典費なんか集めているんですね。そのときに、町会に入ってくださいと。神社のお祭りのための祭典費は払うんだけど、町会には入りたくない。何でかという、町会に入ると、役員にされちゃうから嫌だと。そういうのがあるんですね。だから、その辺のところも考えていかなきゃいけないかなと思っています。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。区の役割について、何か気になるところとか疑問に感じるところとか。</p> <p>はい。お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>すみません、質問なんですけど、下の③番の「避難行動要支援者名簿」というところに当たる人というのを、具体的に教えていただければ。</p>
<p>事務局</p>	<p>災害対策基本法上定めることとされましたこの避難行動要支援者の方々の名簿、杉並区では約2万5,000名いまして、大きく6種類に分かれます。</p> <p>申し上げますと、まず1番目として、要介護認定を受けている方。それから2、3、4になるんですが、いわゆる各種障害の手帳をお持ちの方、身体障害、知的障害、精神障害ですね。それから5番目として、難病指定を受けている方。区のほうで情報を持っている方ということで、該当になります。</p> <p>加えて、例えば要介護の認定を受けていないけど、例えばお年寄りがひとり暮らしですとか、そういった方は、自分で手を挙げていただく形にはなるんですが、そこで手を挙げてくださった方々を含めて、その6種類の方で避難行動要支援者ということに決めております。</p>
<p>座長</p>	<p>はい。ほかにいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>福祉救援所と第二次救援所で、合計で何名ぐらいの方の受け入れができるというキャパと、あと震度5強が出たときに、杉並としては、倒壊、どれぐらいの、何割ぐらいの家屋が倒壊して、何割ぐらいの方が避難することを想定していて、その想定している範囲の方が皆さん逃げられるだけのキャパがあるかというのが、勝手な質問なんですけれど、そこら辺のちょっと数字的なところがもしわかるようであれば、教えていただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>避難想定は今調べてもらっていますので、前半の部分からお答えしますと、実は、福祉救援所での収容人数というのは、具体的な数値は出しておりません。それはなぜかといいますと、当然、皆様方、本来業務を行いながら要配慮の方を受け入れていただくということになりますので、状況によって、実は何名入れられるというのが、はっきり、平常時からわから</p>

	<p>ない、申し上げられないというのが実情なんですね。そういったところで、ある程度の人数を積算した上で、当然備蓄品のほうは備蓄するんですけども、可能な限りということでお願いをしています。</p> <p>そのような状況ですので、福祉救済所については、その協定を結んで設置していただく福祉救済所の活動を計画的にふやしていこうということで、杉並区でも、総合計画、実行計画という大きな計画の中の一事業として位置づけて、年度ごとに数値をお示しして、整備していくという形をとっています。</p>
防災課	<p>首都直下の被害想定ですけど、避難生活者が11万4,640名という形になっております。あと、二次救済所の受け入れですけど、大体1箇所につき50名前後の受け入れが可能かなというところになっております。</p>
座長	<p>ふーん。350名か。全体でね。</p>
委員	<p>そうですね。第二次救済所だけで350人ぐらい。</p>
座長	<p>全体で、うん、350だね。11万か。 あれっ。ちょっと1点、確認なんだけど、さっき言っていた地図情報を使って入力するというやつ。あれは、これを見ると区の役割ということになっているんで、操作するのは区の職員ということになるわけですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
座長	<p>もし仮に、時間外とか休日とか夜間のときで、職員が参集するのに相当時間がかかるような場合について、救済所は地元の町会の人たちが、民生委員さんだとかが中心になって運営するから、立ち上がるのは立ち上がるんだろうと思うんだけど。で、来たときに、例えば安否確認に動いたときに、夜間とかそういうのはちょっと危ないから、明るくなってからという形になるんだろうとは思いますが、そういったときに、その情報は、ストックして持っておいて、職員が出てきて立ち上がったときに、まとめて入力とか、そういった形になるわけですか。</p>
事務局	<p>そうですね。ただ参集する職員について、2段階の体制をとっていますので、いわゆる夜間休日発災のときには、初動の対応の職員が、いわゆる近隣在住の職員が初動要員ということで各救済所に割り当てられていますので、そこが参集する。で、いわゆる初動が参集し終わった後は、震災救済所の所長以下所員、通常の職場ごとに割り当てられている職員が行きますので、そこで引き継ぎを行うんですけども。そのいずれにも私ども研修を行っていますので、可能な限り初動の方にも協力をしていただきながら、安否確認が早くできれば、入力は進めていくというような形になります。</p> <p>万が一、災害の規模によって、部会長がおっしゃったような状況も当然考えられますので、その際には、ある程度ためておくですとか、状況を考えながらやっていくようになるのかなというふうには思っております。</p>

座長	<p>これ、例えば救援所の方にそういった操作に関する研修を実施して、職員がいないときには補助的に使わせるとかは考えていないのですか。</p>
事務局	<p>実は、そういったご意見、救援所によってはいただいています。当然そういったことを行ったほうが効率的だろうということになるんですけども、扱うものが特定の個人情報ということで、区のほうとしても、セキュリティを確認した上で当然使うというものになっております。これが、救援所のほうでこのようなシステムで入力するという作業までを確認しているのは区の個人情報保護審議会という組織になるんですけども、こちらのほうでは情報が情報ですので、そのような形で職員のほうでやると。</p> <p>で、運用がいかんせん今年度からですので、それは当然今後運営していくに当たって、やはり現場からの要望ですとか、それから実際の事務の効率化を図った上でいくと、いわゆる連絡会の委員の皆さんも、その範囲に広げたほうがよかろうということであれば、そういったことが今後対応していくことになるのかなというふうには考えています。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。</p>
委員	<p>震災救援所に、何か個別の電話番号みたいなのが割り当てられたりというのはないんですか。</p>
防災課	<p>非常電話でかけるんですけど、発信専用で電話番号の公表はしていません。</p>
委員	<p>何か情報を集約する、情報をそこに出したいときには、どういう手段でそれぞれ震災救援所に、例えば行ける、情報を発信できるのかなというところを知りたいんですけど。</p>
事務局	<p>救援所には電話が、専用回線が災害時、優先回線が設置されることになるんですけど、今確認したところ、それは番号そのものの公表はしないと。避難されてきた方が外部に対して発信するための電話というような位置づけになりますので。その電話は除外はされるんですが。</p> <p>あとは、一般的に救援隊本体と震災救援所は無線等でつながっていますので、そういったツールになるんですけども、基本的には口頭というのが原始的ではあるんですけど、なるのかなと。</p> <p>補足で申し上げますと、先ほど委員の皆さんからいただきましたご意見の中で、この、今言いましたシステムがやはりキーになってくるんじゃないかというのが、まさしく実は自分もそういうふうには思っています。で、運用が実際これが多少軌道に乗ってきた後、じゃあこれを使ってどういことが改めてできるのかというようなことも当然考えていかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思っています。</p> <p>今まで、一つの救援所でとまっていた情報というのが、全ての救援所、災害対策本部を含めた全ての救援所で確認ができるということになるということであれば、使うほう、それから受けとるほうについても、メリット</p>

座長	<p>が非常に大きくなるのではないかなというの思います。</p> <p>今、部会長がおっしゃったとおり、じゃあそれを操作できる方は、じゃあ今後どうしていくのかですとか、取り扱う情報についても、じゃあ今使っているものから、こう、範囲を広げていくのかどうかというのも今後出てくる課題だとは思いますが、新しいツール<u>導入</u>の一つとして、今後そのような運用というのを考えていければなというふうには思っています。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>先ほど情報の集約が重要なんじゃないかという話があったかと思うんですけども、特に区の役割、平時の段階でどれだけ情報の流れについて整理しておくのかということが重要なんじゃないかなとお話を聞いていて思っていたんですが。</p> <p>この黄色い冊子の区の役割の平常時の6ページですかね、その⑥のところに、「民間事業者に対し、震災救援所や区との安否確認情報の共有について協力を求める」と書いてありますので、この具体的な中身について、少し、緊急時は多分みんなばたばたしていて、どういう流れになるのかというのは、事前にやっぱり整理していくことが必要だと思いますので。ここをもう少し、まあ指針なのでどこまで具体的に書くのがいいのかはもうちょっと整理が必要だと思いますが、情報の流れとか共有の仕方についてとか、それこそ利用者さんが複数の事業所を利用していたらどうやって共有するのかとか、逆に、震災救援所が持った安否確認の情報を事業者さんに提供できるのかどうかとか、そういうことも少し整理しておいたほうがいいのかと感じました。</p> <p>以上です。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ほかにどうでしょうか。</p>
委員	<p>すみません。確認なんですけども、救援隊本隊と福祉救援所の連絡はどういう手段でやるんですか。</p>
事務局	<p>現在、通常の通信ツール、例えば電話等、あとコンピュータ上の連絡というものしか、正直、今のところはありません。無線機の設置というのは、実際進んでやっておきませんので。</p> <p>実は、協定を結ぶに当たりましては、そういったことを最近ご要望としていただいています。区としても当然箇所数がふえていきましたら、そのあたりについても当然考えていかなきゃいけないので、具体的に、今後、いわゆる電話それからインターネットメール以外の通信ツールについては、検討していきたいなというふうに考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
座長	<p>はい。いかがでしょうか。</p> <p>ほかにないようであれば、この件については、一応終結という形にさせ</p>

	<p>ていただきたいんですが、よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(了承)</p>
座長	<p>はい。それでは、議題の2番については、以上ということにさせていただきます。3番、その他って、何かありますか。</p>
事務局	<p>はい。その他というわけではないんですが、一応今回いただきましたご意見を踏まえまして、こちらの素案のほう、手を加えさせていただきます。昨日開催しました第一部会のほうでもさまざまご意見をいただきましたので、あわせてこの素案のほうに反映させていただいて、次回改めてお示しをして、さらによりよいものにしていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
座長	<p>はい。わかりました。 皆さん方のほうから、何かございますか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
座長	<p>はい。 じゃあ、以上で、28年度の第1回目の第二部会のほう、終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>